平成２４年（フ）第２８９号
埼玉県所沢市並木４丁目１番地　公務員住宅３―304
破産者　加覧　博徳
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第２９３号
埼玉県坂戸市清水町23番５号
破産者　嶋田　昌男
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４４６号
埼玉県所沢市大字上安松425番地の７
破産者　岸　　成一
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５１８号
埼玉県富士見市東みずほ台１丁目４番地10　フォンテーヌ・デ・アイラ706
破産者　加藤　政美
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１９８号
愛知県知多郡南知多町大字内海字一色20番地、開始決定時の住所愛知県知多郡南知多町大字内海字一色36番地
破産者　つぶて館こと　角　　敦美
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３３５号
名古屋市西区中小田井２丁目442番地　八木兵小田井ハウス407号、従前の住所名古屋市中村区藤江町１丁目18番地　ダイアパレス本陣203号
破産者　光永　佳規
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６３５号
愛知県小牧市藤島町出口64番地　コーポＴＯＤＡＹ101号
破産者　三津谷常志
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３７１８号
大阪府豊中市豊南町西４丁目13番１号
破産者　川口　良美
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４３６号
神戸市中央区港島中町３丁目２番地の１　ポートアイランド団地60棟509号、従前の住所神戸市中央区山本通２丁目５番11―201号
破産者　エムズプラスコーポレーションこと　南　　康博
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７８５号
神戸市北区山田町小部字高橋１番地の１　ろうきん鈴蘭台東コーポ401号
破産者　秀英館こと　大柿　　石
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８８号
福岡県直方市大字感田1067番地
破産者　河野　圭一
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第８９号
福岡県直方市大字感田1067番地
破産者　河野こころ
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所直方支部

平成２４年（フ）第３１２号
鹿児島県鹿児島市千年２丁目16番14号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市下田町1763番地
破産者　宮永　真一
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３３８号
鹿児島県鹿児島市小野３丁目25番２号
破産者　茶圓　武志
1　決定年月日　平成24年12月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第４９号
北海道帯広市西22条南４丁目13番地20
破産者　作間　禎身
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第４３３号
盛岡市大新町20番54号、破産手続開始決定時の住所盛岡市大館町９番２号
破産者　新村　隆久
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１９７号
盛岡市みたけ６丁目21番30号、旧住所盛岡市東黒石野２丁目６番27号
破産者　伊五澤　博
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３８２号
仙台市青葉区木町通２丁目２番55号　スターヒル木町５、従前の住所仙台市青葉区国分町２丁目８番14号
破産者　森山　省吾
1　決定年月日　平成24年12月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係